

甲南大学自治会規約

第1章 総則

第1条 本会は甲南大学自治会と称する。

第2条 本会は甲南大学設立の趣旨に基づき、自他の敬愛と協力によって人格の完成を目指し、学生生活並びに自治意識の向上発展をはかることを目的とする本学に於ける唯一の自治機関である。

第3条 本会は本学学生全員をその会員として構成される。

第2章 組織

第4条 本会に、自治会総会、自治会中央委員会、監査委員会、選挙管理委員会及び各小委員会並びに学友団体協議会を設ける。

第1節 自治会総会

第5条 自治会総会の決議はすべての決議に優先する。

第6条 自治会中央委員会委員長は、次の場合に自治会総会を招集せねばならない。

- (1) 本会則の規定によるとき。
- (2) 自治会中央委員会の決議によるとき。
- (3) 全会員の20分の1以上の署名による要求があるとき。

第7条 自治会中央委員会委員長は、自治会総会の目的たる事項、日時及び場所を、総会開催の3日前までに所定の場所に告示しなければならない。

第8条 自治会総会は全会員の4分の1以上の出席によって行われる。但し、委任状による出席は認めるが、議決権は有しない。

第9条 議決は議決権を有する出席会員の過半数によって行われる。但し、議決権を有する出席会員は全会員の6分の1以上を必要とする。

第10条 中央委員会執行部は次の場合に限り、公聴会または学生集会開催の後、中央委員会の決議をもって、自治会総会に決議に代え、これを執行することができる。

- (1) 緊急の場合にやむを得ない事情で総会が成立しない場合
- (2) 同一議案について総会が2度にわたって流会となった場合

第2節 自治会中央委員会

第11条 自治会中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、自治会の決議執行機関である。但し、執行権は中央委員会執行部に属する。

第12条 中央委員会は、自治会選挙規約によって選出された中央委員で構成される。

第13条 中央委員会の任期は1年とし、再任を妨げない。中央委員は毎年5月末に改選されるものとする。

第14条 中央委員会の定数は、全学区選出者14名とする。

第15条 中央委員会に次の全学区選出者7名から成る執行部役員を置く。

委員長 1名
副委員長 1名
書記長 1名
会計局長 1名
事務局長 1名
情宣局長 1名
渉外局長 1名

第16条 委員長は本会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

2 書記長は、会計、事務局及び情宣局に関する事務を管理し、かつ、委員長、副委員長を補佐する。

3 会計局長、事務局長、情宣局長、渉外局長は各自その職務に従い、委員長、副委員長、書記長を補佐する。

第17条 中央委員会執行部役員は、選出された日より3日以内に執行部役員を互選により選出しなければならない。

2 第1項により決定された委員長及び役員を決定されたその日より3日以内に関開中央委員会に報告しなければならない。

第18条 委員長は随時、中央委員会を招集することができる。

第19条 委員長は1ヶ月に1回及び次の場合、中央委員会を招集せねばならない。

- (1) 委員長が選出されたとき。
- (2) 中央委員の3分の1以上の要求があるとき。
- (3) 自治会会員20名以上の署名による要求があるとき。

第20条 委員長は前条第1項の委員会を経てその年度の自治会活動方針及び活動予定を説明する自治会総会を招集しなければならない。但し、この場合、総会成立に必要な出席数を必要としない。

第21条 中央委員会は中央委員の3分の2以上の出席によって成立する。決議は出席委員の過半数をもって成立し、可否同数の場合は委員長がこれを決定する。但し、委任状による出席は認めない。

第22条 中央委員は中央委員会において出席委員の過半数の同意を得た時に辞任することができる。

第23条 中央委員は中央委員会の3分の2以上によってその解任勧告の決議が行われたとき、又は自治会総会において辞任勧告の決議がなされたときに辞任しなければならない。

第24条 中央委員会に欠員が生じた場合は、その日から1ヶ月以内に新委員を選出しなければならない。但し、欠員が5名に達しない場合はこの限りではない。

第25条 中央委員会は次の各号によって解散しなければならない。

- (1) 中央委員会において解散の決議がなされたとき。

(2) 自治会総会において不信任の決議もしくは信任案の否決がなされたとき。

第 26 条 中央委員会はその解散を決議しようとするときは中央委員の 3 分の 2 以上の出席をもって、かつ、出席委員の 5 分の 4 以上の同意がある事を必要とする。

第 27 条 中央委員会が解散したとき、解散の日から 1 ヶ月以内に自治会選挙規定によって中央委員を選出しなければならない。

第 28 条 新委員の任期は旧委員の残りの期間とする。

第 29 条 中央委員会執行部は随時、必要に応じて種々の事項に関する小委員会を設立することができる。

第 30 条 中央委員会は、この規約以外の事項が生じた場合、これを適当に処理することができる。

第 31 条 中央委員会は原則として本学の自治活動に関する一切の権限を持ち、また責任を負う。

第 1 款 中央委員会執行部

第 32 条 執行部は中央委員会の執行機関である。

第 33 条 執行部は本規約 15 条に記したとおりとする。

第 34 条 執行部は次の職務を行う。

(1) 議案を中央委員会に提出する。

(2) 中央委員会の決議の執行及び中央委員会の賛成を得て小委員会にその決議の執行を代行させる。

(3) 自治会総会及び中央委員会の決議事項を公示すること。

(4) 一般の自治会執行及び渉外関係について中央委員会に報告すること。

第 35 条 執行部は次の各号によって解散しなければならない。

(1) 中央委員会が解散されたとき。

(2) 中央委員会において、全委員の 3 分の 2 以上の多数をもって不信任の決議もしくは信任案の否決がなされたとき。

(3) 自治会総会においてその不信任の決議もしくは信任案の否決がなされたとき。

第 36 条 前条第 1 号の場合には、新中央委員会の成立まで執行部はその職務を執行すべき権利と義務を有する。前条第 2 項、第 3 項の場合には全学区より、執行部委員 7 名を選出しなければならない。

第 3 節 特別委員会

第 1 款 監査委員会

第 37 条 監査委員会は全学総会のもとに中央委員会及び学友団体（選挙管理委員会を含む。）に対し、独立の地位を有する。

2 同委員会は公募による候補者から新委員を 3 名選任しなければならない。但し、新委員会は中央委員会の信任を必要とする。なお、同委員会は補佐委員を任命することができる。但し、補佐委員は議決権を有しない。

3 同委員会は中央委員会及び自治会の収入支出計算の監査を行うほか、中央委員会の指定する会計の監査を行う。

4 同委員会は監査の結果、会計決算を確認する。

第 38 条 同委員会の監査を受けるものは、同委員会の定める計算証明の規定により、計算書及び証拠書類を同委員会に提出しなければならない。但し、計算証明の規定は同委員会が別にこれを定める。

2 同委員会は監査上必要により監査を受けるものに、前項に定める書類のほか、報告書の提出を求め、また関係者に質問あるいは出頭を求めることができる。

3 同委員会の監査を受けるものは、監査以前に次の事実あるときは、その責任者は同委員会に対し、これを報告しなければならない。会社に関係のある不正あるいは事故を発見したとき。

4 毎年度末に自治会の収入支出を監査するほか同委員会が必要と認める場合、随時これを監査することができる。但し、同委員会に上記の理由で書類の提出を求められた団体は公示後 5 日以内に書類を提出しなければならない。

第 39 条 同委員会は監査の結果、会計執行関係者が故意または重大な過失において自治会に損害を与えたと認めるときは自治会規則の定めるところにより、懲戒あるいは弁償責任の処分を要求することができる。

2 同委員会は正当な理由なくして会計執行関係者が計算書及びその証拠書類の提出を怠る等、または前条第 4 項の規定による要求を受け、これに応じない場合は、前項を準用する。

3 同委員会は監査の結果にもとづき、自治会規則、制度またはこれの執行に関し、改善の必要があると認めたときは、自治会に同委員会の意見を表示し、または改善の処置を要求することができる。

第 40 条 同委員会は監査資料を作成し、これを自治会会員に公表しなければならない。

2 監査報告書は委員 3 名の同意をもって成立し、委員会の名において公表する。但し、委員の同意は署名捺印をもってする。

3 同委員会の監査を受けたものから再監査の要請があった場合、要請後 10 日以内にこれを再監査する。

第 41 条 この規約に定めるもののほか、会計監査に関し必要な規則は同委員会がこれを定める。

2 同委員会は選出委員 3 名の出席をもって成立する。

3 監査に必要な所要費は自治会費をもって支弁する。

第 4 款 選挙管理委員会

第 42 条 選挙管理委員会は自治会選挙及び中央委員会の認める選挙及び投票を公正かつ円滑に行うための機関である。

2 同委員会は前執行部委員長の任命により構成される。但し、当該選挙の候補者は同委員

となることができない。

第 43 条 同委員会は前条第 1 項の規定により、選挙を必要とする事由が発生したときは、遅滞なく選挙に必要な事項を定め公示しなければならない。

第 44 条 同委員会の委員の任期は 1 ヶ年とする。

2 同委員会が選挙を行うときは、別に定める自治会選挙規定による。

3 同委員会に必要な所要費は自治会費をもって支弁する。

第 4 節 学友団体協議会

第 45 条 自治会に学友団体協議会を設ける。本会に関する規定は別にこれを定める。

第 3 章 会計

第 46 条 本会の経費は会費と寄付金その他の収入をもって支弁する。会費の額は授業料 5% 以内において中央委員会の決議を経た後これを決定、9 月下旬に公示し、公示の日より 3 ヶ月以内に本会員 20 分の 1 の反対者の署名による要求ある場合は 5 日以内に自治会総会を開催しなければならない。ただし、この総会が流会の場合、委員会の決定は中央委員会執行部に一任されるものとする。

第 47 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 48 条 会計事務の細則は別にこれを定める。

第 49 条 中央委員会会計局長は、各特別委員会及び学友団体協議会代表と交渉を行い、自治会予算執行部案を作成する。

第 50 条 中央委員会委員長は予算案を中央委員会に提出し、その承認を得るものとする。

第 4 章 改正

第 51 条 本会則の改正は、自治会総会の決議を経た後、全会員の過半数の同意を必要とする。

附則 1 本会則は、昭和 46 年 6 月 1 日よりこれを施行する。

2 本会則は、昭和 54 年 1 月 1 日よりこれを施行する。

3 本会則は、平成 23 年 10 月 24 日よりこれを施行する。

4 本会則は、平成 23 年 11 月 22 日よりこれを施行する。

自治会選挙規定

第1条 自治会員は、すべて中央委員に立候補する権利を有する。立候補しようとするものは、選挙管理委員会にその氏名を届け出なければならない。

第2条 候補者届出期間が満了したときは、同委員会は、直ちに届出候補者一覧表を作成し、これを公示しなければならない。候補者届出期間は2週間とする。

第3条 中央委員会執行部及び中央委員会立候補者は、全自治会員の20分の1以上の得票数を得ない場合は、これを当選と認めない。

2 立候補者が、定員に同数、またはそれ以下のときは、信任投票を行う。但し、信任投票には、全会員の20分の1以上の投票数を必要とし、かつその過半数の信任をもって当選とする。

第4条 投票日は、立候補者届出期間終了の日から3日以内とする。

第5条 投票は、同委員会指定の投票用紙を使用し、単記とし、本規定第3条第1項の投票をもって当選者とする。

第6条 開票は、投票の終了をもって、ただちに行い、当選者が確定したときは、選挙管理委員会は遅滞なく本人に通知し、当選者の氏名を公示しなければならない。

第7条 本規定の改定は、自治会総会の決議による。

附則 3 本規定は、平成23年10月24日よりこれを施行する。